

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)
地域名 (地域内農業集落名)	三船・古野 (三船・古野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月15日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

認定農業者を中心に経営している。地域内で主に栽培している作物は水稲である。現在取組を行っているものは鳥獣被害防止対策、減肥料栽培、農地の保全・管理である。地域が抱える課題として農業者の高齢化、農業者の減少、農業にかかる経費の増加、鳥獣被害の増加、農業用機械の購入ができないことが挙げられる。また農地の管理として、草刈りを依頼できる人を確保することが課題となっている。
主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

規模拡大、低コスト化を図ること、地域の中心となる経営体に積極的に集積することを目指す。また地域の所得向上に向け、米から野菜への転換、高収益作物の導入に取り組みたいと考えている。地域では、農地の現状維持も行いながら、所得向上ができる方法を考えていきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集積を進めるため、中心となる法人を設立し、徐々に規模を拡大していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借を契約という形で進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
ゆふ農林業サポート人材バンクとも連携して確保・育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業者にとって最大の労働である草刈り作業について、地域内の若者に協力をお願いする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①防護柵の設置及び点検を行っていく。
- ②減肥料栽培を行っていく。
- ⑦多面的機能直接支払交付金を活用し、保全・管理等を行っていく。